

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会福祉バス利用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有する福祉バスの利用について必要な事項を定め、曾於市の地域福祉活動の増進を図ることを目的とする。

(利用対象及び利用目的)

第2条 福祉バスの利用対象は原則として別表第1に定める曾於市内で活動する団体等とし、その利用目的は曾於市内の社会福祉活動の増進を図ることを目的とした次に定めるものに限定する。ただし、本会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 社会福祉を目的とした事業並びに交流活動、ボランティア活動及びレクリエーション活動等の社会参加を促進する活動
- (2) 社会福祉に関する研修及び視察(観光目的を除く)
- (3) その他本会が特に必要と認めた活動

(運行日、運行時間)

第3条 福祉バス運行日は、原則として年間を通じて運行するものとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日)、並びに福祉バスの法定点検日及び修理に要する日は運休日とする。

- 2 福祉バスの運行時間は原則として、午前8時30分から午後5時までとし、財部保健福祉センター、そお生きいき健康センター及び大隅弥五郎伝説の里のいずれかを起点として、時間内に帰着するものとする。
- 3 福祉バスの運行回数は年度内で36回以内、かつ1か月内で5回以内とする。

(利用申請)

第4条 福祉バスの利用申請は、利用希望日の2か月前から1か月前までの間で利用の申請ができるものとする。

- 2 利用の申請は原則として、利用者が10名以上見込まれる場合に申請できるものとし、福祉バス利用申請書兼誓約書(様式第1号)に必要事項を記入し、本会に申請するものとする。
- 3 その他会長が必要と認める書類がある場合は、別途提出しなければならない。

(利用許可・不許可)

第5条 会長は、福祉バス利用申請書兼誓約書が提出された時は、内容を審査し、福祉バス利用許可通知書(様式第2号)又は福祉バス利用不許可通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

- 2 福祉バスの利用は、1団体につき、年度内1回までとする。
- 3 目的地までの片道の走行距離が100キロメートル以上の運行は不許可とする。また宿泊を伴う運行も不許可とする。
- 4 利用者が、許可条件に違反したときは、会長は利用許可の取り消し又は変更を行うことができる。

(利用者名簿の提出)

第6条 利用許可がなされた団体は、利用予定日の10日前までに福祉バス利用者名簿(参考様式第1号)を提出しなければならない。

(利用の優先)

第7条 福祉バスの利用は、原則として福祉バス利用申請書兼誓約書の受け付け順とする。ただし、利用許可がなされた後、緊急かつやむを得ない事由により、本会業務上必要とする場合、会長はその利用許可を取り消し又は変更することができる。

(福祉バス運行が困難な場合の取扱い)

第8条 天候、災害及び福祉バスの故障、その他やむを得ない事由により、福祉バス運行をすることが困難又は危険であると認められるときには、会長は利用許可の取り消し又は変更を行うことができる。

(費用負担)

第9条 福祉バスの利用料は無料とする。ただし、福祉バスの運行に必要な経費(燃料代、有料道路料金、駐車場料金等)は原則として利用者において負担するものとする。

2 第7条及び第8条の事由により、本会が行った利用許可の取り消し又は変更によって申請者に損害が生じた場合には、その責任を本会は負わないものとする。

(遵守事項)

第10条 福祉バスの利用者は、運転中は運転手の指示に従い、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 車内での飲酒・喫煙行為
- (2) 車内での汚損・破損行為
- (3) 車内での暴力行為
- (4) 許可を受けた目的外の利用
- (5) 許可を受けた目的地以外への行先の変更
- (6) 許可を受けた利用者名簿以外の者の福祉バスの利用・乗車
- (7) 第三者への転貸
- (8) その他、この規程に定める規定に反する行為

(弁償責任)

第11条 福祉バスの利用者が故意に福祉バスを破損又は汚損した場合には、弁償責任を負うものとする。

(損害賠償)

第12条 福祉バスの運行時の事故により生じた損害賠償については、自動車損害保険及び本会が加入している任意保険の補償範囲とする。

(事故への対応)

第13条 福祉バスの運行中、不測の事故により生じた損害賠償については、本会が加入している保険の範囲内とする。

2 福祉バスの利用者がこの規程に定める規定に違反し、負傷又は死亡した場合は、利用者の責任とする。

(運転者の遵守事項)

第 14 条 運転者は、道路交通関連法令及びこの規程を遵守し、安全を期し、事故防止に努めなければならない。

2 運転者は、必ず道路運送車両法第 47 条の 2 第 2 項に規定する運転前点検を行い、故障のないことを確認しなければならない。

3 運転者は、バスが破損したとき、交通事故その他重大な事故が発生したとき、及び使用中に故障又は異常を発見したときは、直ちに会長に報告するとともに指示を受けなければならない。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

	団体名
1	校区社会福祉協議会
2	ミニデイサービス
3	ふれあい・いきいきサロン
4	皆来館
5	ボランティア団体

年 月 日

(団体名称) _____
(代表者名) _____ 様

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会
会 長

福祉バス利用許可通知書

平成 年 月 日付けでありました福祉バス利用申請は、下記のとおり許可することが決まりましたので通知いたします。

記

1 利用日時

年 月 日

_____時_____分 から _____時_____分 まで

2 利用目的

3 利用に付する条件

年 月 日

(団体名称) _____
(代表者名) _____ 様

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会
会 長

福祉バス利用不許可通知書

年 月 日付けでありました福祉バス利用申請は、不許可となりましたので通知いたします。

記

1 不許可の事由

